1　令和８年度　就学支援金制度

- ○　授業料の負担を無くす制度（授業料：年額118,800円）

○　令和8年度から所得制限なし

※　在学･在留資格等の要件あり

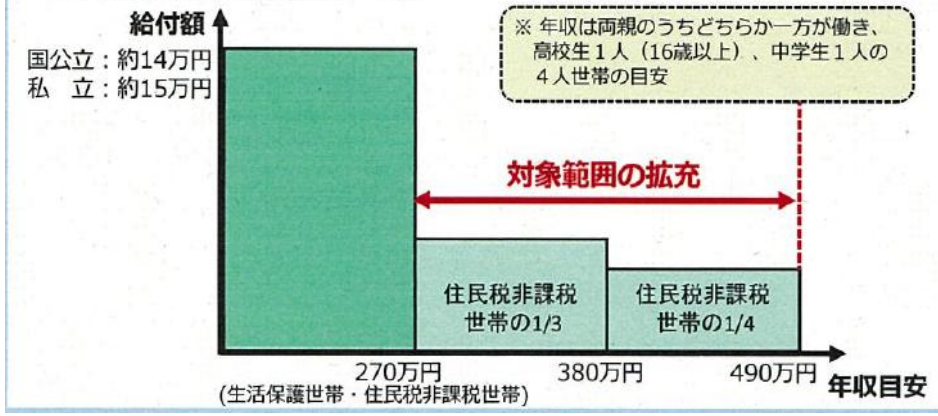
○　国から学校へ支給され、授業料に充当をする
※　原則、家庭へ現金は振り込まれません　！

2　令和８年度　奨学のための給付金制度

- ○　支給対象世帯を**世帯収490万円未満（※）**まで拡充
  ※あくまで目安。世帯状況によって世帯収490万を超えても認定の可能性有
- ○　返済不要の給付金を、保護者口座へ振り込む制度
- ○　全日制・定時制：年額32,300円～143,700円
- ○　対象例：教科書、教材、学用品、修学旅行、校外活動など授業料以外の教育費

【参考】 文部科学省・令和８年度予算案資料（抜粋）

<令和８年度　支援スキーム>



<令和８年度予算案　給付額>

世帯区分		年収270万円未満（生活保護世帯・住民税非課税世帯）		拡充部分 年収270～380万円（非課税世帯の1/3）		拡充部分 年収380～490万円（非課税世帯の1/4）	
		国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
生活保護世帯		32,300円	52,600円				
上記以外の世帯	全日制等	143,700円	152,000円	47,900円	50,670円	35,930円	38,000円
	通信制	50,500円	52,100円	16,830円	17,370円	12,630円	13,030円

３　令和８年度　給付型奨学金制度

○　支給対象世帯：**世帯年収490万円未満（※）**まで

※あくまで目安。世帯状況によって世帯収490万を超えても認定の可能性有

○　生活保護･非課税世帯：給付限度額５万円

○　生活保護･非課税世帯以外かつ

　世帯年収490万円未満（※）：給付限度額３万円

○　対象となる学習・学校行事等の費用を学校が負担する制度

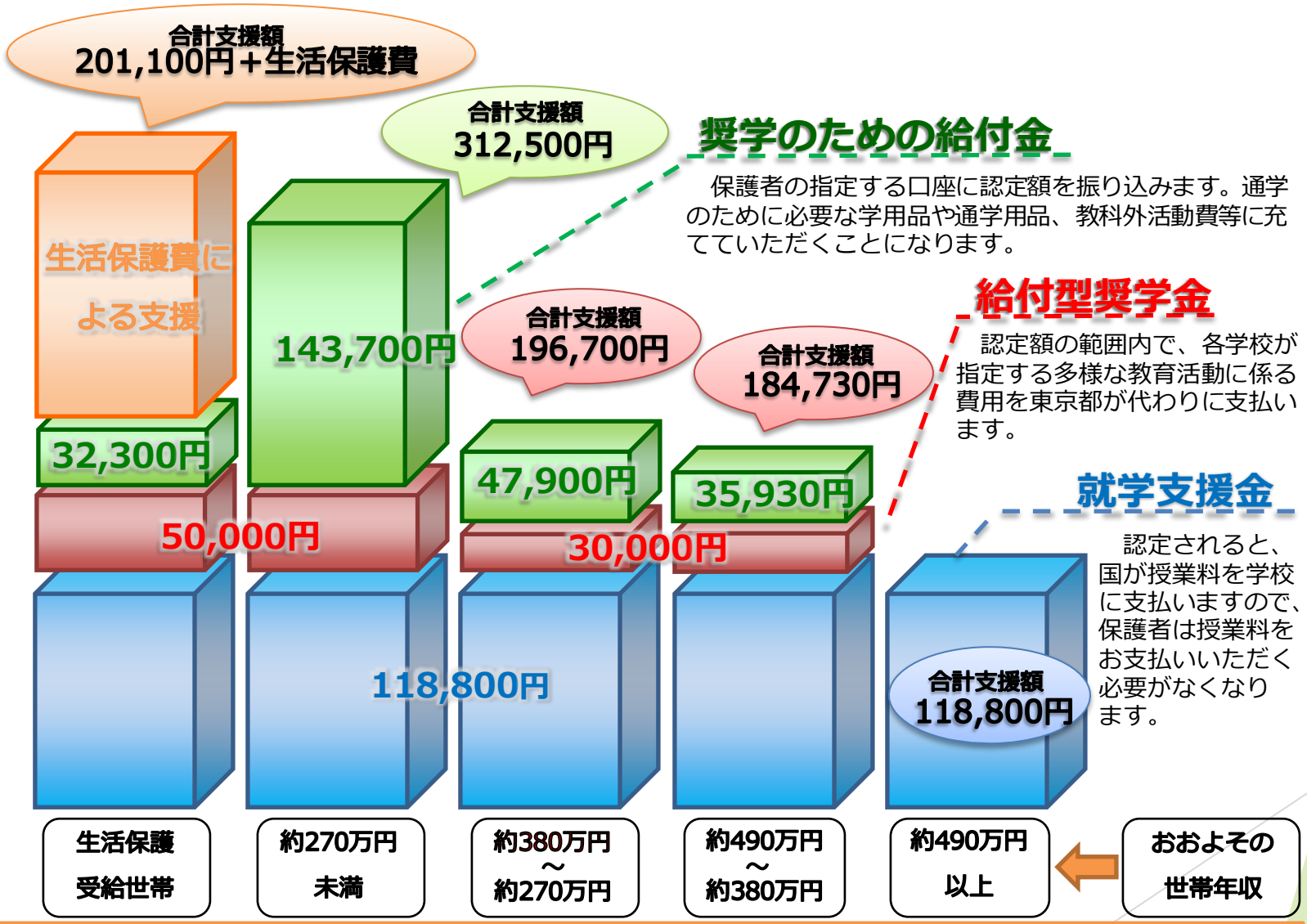
対象例：資格・検定、模試、学習コンテンツ、修学旅行、校外学習、補助教材など

○　原則、学校が対象経費を支出

保護者口座への一律振込みではありません！

世帯ごとの支援額

（全日制課程の生徒の場合）



奨学のための給付金

保護者の指定する口座に認定額を振り込みます。通学のために必要な学用品や通学用品、教科外活動費等に充てていただくことになります。

給付型奨学金

認定額の範囲内で、各学校が指定する多様な教育活動に係る費用を東京都が代わりに支払います。

就学支援金

認定されると、国が授業料を学校に支払いますので、保護者は授業料をお支払いいただく必要がなくなります。

※年収は目安であり、世帯構成員等により変動します。